

秋田県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第三十八号

秋田県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県小規模水道条例施行規則（昭和三十五年秋田県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。
第十条第三項中「二の項」の次に「九の項」を加える。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。